

がけ地近接危険住宅移転事業補助金について

定住推進課

がけ地近接危険住宅移転事業は、がけ地の崩壊等により、町民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、がけ地近くの危険な状態である住宅を安全な場所に移転する場合、下記の条件に該当する場合、住宅移転事業に伴う補助制度があります。

1 補助対象の住宅について

次の①・②のいずれかに該当する住宅が補助の対象になります。

①傾斜が30度を超え、高さが2mを超えるがけ地に接していて、昭和29年3月以前に建てられた住宅であること。

※居住中の住宅が対象で空き家・物置等は対象外になります。

②土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に建っている既存不適格住宅

※既存不適格（きぞんふてきかく）とは、建築時に適法に建てられた住宅であって、その後の建築基準法等によって、現行法に対して不適格な部分を生じた住宅のことをいいます。

2 補助対象費用と限度額について

補助対象費用	限度額
・危険住宅の除却に要する経費	毎年、国が改訂している住宅局標準建設費等通知により定める限度額 令和6年度単価（参考） ・木造住宅：延べ床面積1㎡当たり32,000円 ・非木造住宅：延べ床面積1㎡当たり46,000円
・引越などに要する経費	上限で97万5千円
・移転する住宅の建設費又は購入費	上限で465万円 ※金融機関などからの借入金の利子に対して補助します。
・移転する土地の取得費	上限で206万円 ※金融機関などからの借入金の利子に対して補助します。
・移転する土地の造成費	上限で60万8千円 ※金融機関などからの借入金の利子に対して補助します。

3 この事業の注意点

①移転等の計画がある場合は、定住推進課住まい支援係へご相談ください。なお、移転予定（令和7年度中）の場合、9月末までにご相談ください。

②この補助事業は、単年度（1年間）で、除却から安全な場所へ移転することが条件になります。

定住推進課 住まい支援係までお気軽にお問い合わせください。電話 85-6321